

判決年月日	平成 2 2 年 3 月 1 0 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成20年（行ケ）第10467号		
○「遊技機」の発明において，引用発明に公知技術及び周知技術を適用することなどにより当業者が相違点に係る構成に容易に想到し得たとして， 1 0 個の発明中， 6 個の発明について， 審決の進歩性の判断に誤りがあったとした事例			

（関連条文）特許法 29 条 2 項，134 条の 2 第 1 項ただし書 1 号，行政事件訴訟法 7 条，民事訴訟法 64 条本文

第 1 原告は，発明の名称を「遊技機」とする被告の特許（訂正前の請求項の数：全 24 項）につき，特許無効審判を請求し，原告は，従前の請求項中，全 18 項を削除し，全 10 項を維持し又は付加する訂正請求（本件訂正）をしたところ，特許庁は，本件訂正を認めた上，本件訂正発明 3，6，7，9，10，18，25，26，28 及び 29 はいずれも進歩性を欠くものと認められないと判断し，本件審判の請求は成り立たないとの本件審決をした。

第 2 本判決は，下記 1 ないし 3 のとおり判示するなどして，①本件訂正発明 3，6，7，9，18 及び 25 は進歩性を欠くものと認められる，②本件訂正発明 10，26，28 及び 29 は進歩性を欠くものとは認められない，③本件訂正発明 10，26，28 及び 29 に係る本件訂正は適法である，④訂正前請求項 1，2，4，5，8，11 ないし 17 及び 19 ないし 24 を削除する本件訂正は適法である，と判断して，本件審決中，請求項 3，6，7，9，18 及び 25 に係る部分を取り消した上，原告のその余の請求を棄却した。

なお，本判決は，本件審決中，上記④の各請求項に係る部分を是認したものであるが，訴訟費用の負担について下記 4 のとおり判示し，その 28 分の 24 を被告の負担と定めた。

1 本件各訂正発明の進歩性について

(1) 本件訂正発明 3

ア 相違点(3)－2 についての判断の誤りについて

(ア) 共通報知の時機に係る構成について

「甲 22 記事は，スタートレバーをたたいた時，すなわち，可変表示開始手段によって可変表示が開始される時に，ボーナスフラグ又はシングルボーナスフラグが成立したことを共通の音により報知するとの技術について開示するものといえるところ，上記内容に加え，甲 22 記事の頒布時期をも併せ考慮すると，上記技術は，本件優先日当時，スロットマシンに係る技術分野において広く知られた技術であったものと認めるのが相当である。

そうすると，報知情報が「配当のある複数の異なる入賞態様に共通して演出される報知態様による報知」（共通報知）から構成されるとの構成を有する引用発明(3)に上記技術

を適用し、共通報知を行う時機について、本件訂正発明3の共通報知の時機に係る構成を採用することは、本件優先日当時の当業者が容易に想到し得たものというべきである。」

(イ) 「その後の、(…報知)」との構成について

「引用発明(3)の共通報知を行う時機について、本件訂正発明3の共通報知の時機に係る構成を採用し、これを可変表示開始手段によって可変表示が開始される時に行うとすることが、本件優先日当時の当業者において容易に想到し得たものであることは、上記(ア)のとおりである。

そして、引用発明(3)の「可変表示停止手段によっていずれかの前記可変表示が停止されるのに連動して行われる報知であって、前記報知態様とは異なる報知態様による報知」(以下「停止連動報知」という。)は、その内容に照らし、可変表示停止手段によって可変表示が停止される時、すなわち、共通報知(可変表示開始手段によって可変表示が開始される時に行われるもの)の後に行われるものであることは明らかである。

そうすると、引用発明(3)の共通報知につき、これを可変表示開始手段によって可変表示が開始される時に行うようにすることに容易に想到し得た本件優先日当時の当業者は、必然的に、停止連動報知を共通報知の後に行うとするとの構成、すなわち、本件訂正発明3の「その後の、(…報知)」との構成に容易に想到し得たものというべきである。」

(ウ) 各列連動報知に係る構成について

「甲22記事は、リールの各列に現れるリーチ目(これは、リールの各列が停止するごとに順次現れるものである。)又はリールの各列の滑り(これも、リールの各列が停止するごとに順次生じる現象である。)により、ボーナスフラグの成立を報知するとの技術を開示するものであり、また、引用例7も、リールの各列が停止するごとに停止音(入賞態様に応じたシンボルに対応した音)を順次発生させることにより、入賞したことを報知するとの技術を開示するものということができる。

そして、前記(ア)において説示したところにも照らすと、上記技術(リールの各列が停止するごとに報知を行うとの技術)は、本件優先日当時、スロットマシンに係る技術分野において広く知られた技術であったものと認めるのが相当である。

そうすると、停止連動報知の構成を有する引用発明(3)に上記技術を適用し、本件訂正発明3の各列連動報知に係る構成を採用することは、本件優先日当時の当業者が容易に想到し得たものというべきである。」

イ 相違点(3)－3についての判断の誤りについて

(ア) 音発生手段に係る構成について

「前記ア(ア)において説示したところに照らすと、「複数の効果音の中の1つの音を発生させる音発生手段」を有する引用発明(3)に甲22記事に記載された技術を適用し、当該音の発生を「可変表示開始手段によって可変表示が開始されるとき」に行うようにすること、すなわち、本件訂正発明3の音発生手段に係る構成を採用することが、本件優先日当時の当業者において容易に想到し得たものであることは明らかである。」

(イ) 連動演出手段に係る構成について

「前記ア(ウ)において説示したところに照らすと、「可変表示停止手段によっていずれかの可変表示が停止されるのに連動し、複数の表示態様の中の1つの表示態様で演出する連動演出手段」を有する引用発明(3)に甲22記事及び引用例7に記載された技術を適用し、「いずれかの可変表示」を「各列の可変表示」とすること、すなわち、本件訂正発明3の連動演出手段に係る構成を採用することが、本件優先日当時の当業者において容易に想到し得たものであることも明らかである。」

(ウ) 報知態様選択手段等に係る構成について

「引用例2には、入賞態様決定手段で決定されたビッグボーナスゲーム当選、ボーナスゲーム当選その他の入賞態様に応じ、遊技効果ランプの点灯の有無とリーチ音の発生の有無という異なる複数の報知態様の種類の組合せを選択し報知するとの構成が開示されているとすることができる。

そうすると、「入賞態様決定手段で決定された入賞態様に対応した報知情報を遊技者に報知する報知手段を備え」との構成、「報知手段は、…音発生手段によって発生される効果音の種類、および連動演出手段によって演出されるランプによる連動表示態様の種類を、それぞれ選択する報知態様選択手段…から構成され」との構成及び「報知態様選択手段により選択された効果音の態様の種類からなる報知情報および連動表示態様の種類からなる報知情報をそれぞれ報知する」との構成をそれぞれ有する引用発明(3)において、引用例2に開示された上記構成（入賞態様決定手段で決定された入賞態様に応じ、異なる複数の報知態様の種類の組合せを選択し報知するとの構成）を適用し、報知態様選択手段により選択される報知情報について、「音発生手段によって発生される効果音の種類、および連動演出手段によって演出される連動表示態様の種類の組合せを、入賞態様決定手段で決定された入賞態様に応じて選択する」との構成を採用し、また、報知する報知情報について、「報知態様選択手段により選択された、効果音の種類及び連動表示態様の種類の組合せからなる」との構成を採用すること、すなわち、本件訂正発明3の報知態様選択手段等に係る構成を採用することは、本件優先日当時の当業者において容易に想到し得たものと認めるのが相当である。」

(2) 本件訂正発明6

ア 相違点(6)－2についての判断の誤りについて

「前記(1)アにおいて説示したとおりであるから、相違点(6)－2についての本件審決の判断には誤りがあるといわなければならない。」

イ 相違点(6)－3についての判断の誤りについて

(ア) 停止表示態様種類選択に係る構成を除くその余の構成について

「前記(1)イ(ア)ないし(ウ)において説示したとおりであるから、相違点(6)－3のうち停止表示態様種類選択に係る構成を除くその余の構成は、本件優先日当時の当業者が容易に想到し得たものと認めることができる。」

(イ) 停止表示態様種類選択に係る構成について

「引用発明(6)は、①「音発生手段によって発生される効果音の種類、連動演出手段によって演出される連動表示態様の種類および停止演出手段によって演出される停止表示態様の種類を、それぞれ選択する報知態様選択手段」を備えるものである。

また、上記①の報知態様選択手段につき、①'「…効果音の種類、…連動表示態様の種類および…停止表示態様の種類の組合せを、入賞態様決定手段で決定された入賞態様に応じて選択する」との本件訂正発明6の構成を採用することが、本件優先日当時の当業者において容易に想到し得たものであることは、上記(ア)のとおりである。

そこで、本件訂正発明6の停止表示態様種類選択に係る構成についてみると、まず、「報知態様選択手段は、…停止表示態様の種類を…選択する」との構成は、上記①のとおり、引用発明(6)がそもそも備えるものである。

また、「報知態様選択手段は、…停止表示態様の種類を、入賞態様決定手段で決定された入賞態様に応じて選択する」との構成は、その内容に照らし、上記①'と同様、本件優先日当時の当業者が容易に想到し得たものといえることができる。

さらに、「効果音の種類と連動表示態様の種類との組合せに一意に対応する停止表示態様の種類」との構成をみても、「停止表示態様の種類」を入賞態様に応じたものとするとは、上記のとおり、本件優先日当時の当業者が容易に想到し得たものであるし、他方、「効果音の種類と連動表示態様の種類との組合せ」を入賞態様に応じたものとするとも、前記(1)イ(ウ)において説示したとおり、本件優先日当時の当業者が容易に想到し得たものであるから、結局、「停止表示態様の種類」及び「効果音の種類と連動表示態様の種類との組合せ」を、いずれも入賞態様に応じたものとし、両者を「一意に対応」させることは、本件優先日当時の当業者が容易に想到し得たものと認めるのが相当である。

以上からすると、本件訂正発明6の停止表示態様種類選択に係る構成についても、本件優先日当時の当業者が容易に想到し得たものといえることができる。」

(3) 本件訂正発明7

ア「訂正後請求項7は、同3又は6を引用する従属項であるところ、本件訂正発明3及び6に係る各取消事由にいずれも理由があることは、前記(1)及び(2)において説示したとおりである。」

イ 連動演出手段に係る構成について

「訂正後請求項7は、形式上、「前記連動演出手段は、前記可変表示停止手段によって前記各列の可変表示が停止されるのに連動し、複数の表示態様の中の1つの表示態様で演出する」との構成を付加して訂正後請求項3又は6を引用するものである。

しかしながら、本件訂正発明3及び6は、いずれも、「前記報知手段は、…前記可変表示停止手段によって各列の前記可変表示が停止されるのに連動し、複数の表示態様の中の1つの表示態様で演出する連動演出手段…から構成され」との構成を有するのであるから、実質的には、本件訂正発明7は、同3又は6を何ら限定するものではない。

そうすると、本件訂正発明7に係る進歩性についての判断は、同3及び6に係る進歩性についての判断と何ら異なるところはないというべきである。」

(4) 本件訂正発明9

ア 相違点(9)－2についての判断の誤りについて

「前記(1)アにおいて説示したとおりであるから、相違点(9)－2についての本件審決の判断には誤りがあるといわなければならない。」

イ 相違点(9)－3についての判断の誤りについて

(ア) 報知選択抽選確率テーブル等に係る構成を除くその余の構成について

「前記(1)イ(ア)ないし(ウ)において説示したとおりであるから、相違点(9)－3のうち報知選択抽選確率テーブル等に係る構成を除くその余の構成は、本件優先日当時の当業者が容易に想到し得たものと認めることができる。」

(イ) 報知選択抽選確率テーブル等に係る構成について

a 「報知選択抽選確率テーブル等に係る構成のうち、「報知手段は、…（…効果音の種類、および…連動表示態様の種類の組合せを、）…報知する入賞態様に応じて選択する報知態様選択手段…から構成され」との部分は、前記(1)イ(ウ)において説示したところに照らすと、本件優先日当時の当業者が容易に想到し得たものと認めることができる。」

b 報知選択抽選確率テーブル等に係る構成のうち、上記aの部分を除くその余の部分について

「引用例5の遊技機は、表示結果内容事前決定手段により表示結果内容を特定の表示態様に相当するものにする決定が行われた場合に、当該特定の表示態様が表示されることを遊技者に報知することのできる予告報知手段を備え、当該予告報知手段は、「集中リーチ用テーブル」及び「大当たり予告テーブル」を備えるものであるところ、「集中リーチ用テーブル」の「C__RND__R2」に係る0から224までの数及び「大当たり予告テーブル」の「C__RND__YOK」に係る0から899までの数は、集中リーチ状態を発生させるか否かなどを決定するための乱数であり、これらが抽出乱数であることは明らかである。そして、これらの乱数は、「集中リーチ用テーブル」においては、「集中リーチ実行」又は「通常表示」との報知手段（演出態様）に、「大当たり予告テーブル」においては、「音」、「キャラクタ」、「音＋キャラクタ」又は「報知しない」との報知手段（演出態様及びその組合せ）にそれぞれ区画されているのであるから、結局、引用例5は、「報知手段は、乱数抽選を各報知手段に区画するデータからなる報知選択抽選確率テーブルを参照して報知する入賞態様を選択し、（…効果音の種類、および…連動表示態様の種類の組合せを、）演出態様組合せテーブルを参照して…選択する報知態様選択手段から構成され」との構成を開示するものといえることができる。

そうすると、「報知手段は、…音発生手段によって発生される効果音の種類、および連動演出手段によって演出されるランプによる連動表示態様の種類を、それぞれ選択する報知態様選択手段…から構成され」との構成を有する引用発明(9)に、引用例5に開示され

た上記構成を適用し、報知態様選択手段について、「抽出乱数を各報知態様に区画するデータからなる報知選択抽選確率テーブルを参照して報知する入賞態様を選択し、（効果音の種類及び連動表示態様の種類の組合せを）演出態様組合せテーブルを参照して選択する」ものとする事、すなわち、本件訂正発明 9 の報知選択抽選確率テーブル等に係る構成（上記 a の部分を除く。）を採用することは、本件優先日当時の当業者において容易に想到し得たものと認めるのが相当である。」

（5） 本件訂正発明 10

「原告は、原告が挙げる刊行物（甲 17 公報、引用例 4 及び 5 並びに甲 24 公報）に、遊技状態及び入賞態様の双方に応じてデモ抽選テーブルが選択されるとの開示があると主張するものではないし、現に、これらの刊行物は、遊技状態又は入賞態様のいずれか一方に基づいて報知態様が選択されるとの構成について開示するものの、遊技状態及び入賞態様の双方に応じて、すなわち、これらの双方の組合せに応じてデモ抽選テーブルを選択し報知態様が選択されるとの構成を開示するものではなく、その他、本件全証拠によっても、本件訂正発明 10 のデモ抽選テーブル選択テーブルに係る構成が本件優先日当時の当業者において容易に想到し得たものであると認めることはできないというべきである。

したがって、相違点(10)－2のその余の部分について判断するまでもなく、同相違点についての本件審決の判断には誤りがないといわなければならない。」

（6） 本件訂正発明 18

ア「訂正後請求項 18 は、同 3、6、7 又は 9 を引用する従属項であるところ、本件訂正発明 3、6、7 及び 9 に係る各取消事由にいずれも理由があることは、前記(1)ないし(4)において説示したとおりである。」

イ 乱数発生手段等に係る構成について

「引用例 1 には、乱数発生手段等に係る構成が開示されているということができる。

そうすると、「乱数抽選によって遊技の入賞態様を決定する入賞態様決定手段…を備えて構成される遊技機において、前記入賞態様決定手段は、複数の入賞態様からなる確率テーブルを有し、抽出された乱数が確率テーブルのいずれかの入賞態様に属したとき、その属した入賞態様の当選フラグを成立させ」との構成を備える引用発明(3)等は、乱数発生手段等に係る構成をも備えているものいうことができるから、本件訂正発明 18 の乱数発生手段等に係る構成は、引用発明(3)等との対比において、何ら新規のものではないと認めるのが相当である。」

（7） 本件訂正発明 25

ア 相違点(25)－2 についての判断の誤りについて

「前記(1)ア(ア)において説示したとおりであるから、相違点(25)－2 についての本件審決の判断には誤りがあるといわなければならない。」

イ 相違点(25)－3 についての判断の誤りについて

「前記(1)イ(ア)ないし(ウ)、(2)イ(イ)及び(4)イ(イ)において説示したとおりである

から、相違点(25)－2についての本件審決の判断には誤りがあるといわなければならない。」

(8) 本件訂正発明26

「前記(5)において説示したとおりであるから、相違点(26)－2のその余の部分について判断するまでもなく、本件訂正発明26の進歩性に係る本件審決の判断に誤りがあるという取消事由は理由がない。」

(9) 本件訂正発明28

ア 相違点(28)－2についての判断の誤りについて

「前記(1)ア(ア)及び(イ)において説示したとおりであるから、相違点(28)－2についての本件審決の判断には誤りがある。」

イ 相違点(28)－3についての判断の誤りについて

「しかしながら、前記(5)において説示したとおりであるから、相違点(28)－3のその余の部分について判断するまでもなく、相違点(28)－3についての本件審決の判断には誤りがないといわなければならない。」

(10) 本件訂正発明29

「前記(5)において説示したとおりであるから、本件訂正発明29のその余の構成について判断するまでもなく、本件訂正発明29の進歩性に係る本件審決の判断に誤りがあるという取消事由は理由がない。」

2 本件訂正発明10、26、28及び29に係る本件訂正の可否について

(1) 訂正後請求項10について

「原告は、訂正後請求項10に係る本件訂正が不適法であると主張するものではない。」

(2) 訂正後請求項26について

「訂正前請求項10を訂正後請求項26とすることは、単に請求項の項番号を改めるものにすぎず、本件明細書を本件訂正明細書のとおり訂正することを求める本件訂正の実質的な内容を成すものではないし、そもそも、原告が主張するような増項を目的とするものではない。」

(3) 訂正後請求項28について

「訂正前請求項10を訂正後請求項28とすることが特許請求の範囲の減縮を目的とするものに該当することは明らかであり、そもそも、原告が主張するような増項を目的とするものではない。」

(4) 訂正後請求項29について

「訂正前請求項10を訂正後請求項29とすることが特許請求の範囲の減縮を目的とするものに該当することは明らかであり、そもそも原告が主張するような増項を目的とするものではない。」

3 訂正前請求項1、2、4、5、8、11ないし17及び19ないし24に係る本件訂正の可否について

「本件における請求項の削除を目的とする訂正請求は、特許請求の範囲の減縮を目的とするものであると認められるから、これらの請求項を削除する本件訂正を認めた本件審決の判断に誤りがあるということとはできない。」

4 訴訟費用について

「本件訂正により削除された請求項に係る本件無効審判請求は、被告の訂正請求によりその対象を欠くに至った結果、認容される余地のないものとなったのであるから、本件訴訟における訴訟費用の負担については、その点を考慮して定めた。」